



企業版ふるさと納税のご案内

北海道函館市

『地方創生の取り組みを応援していただける
企業等の皆様を募集しています。』

ふるさと納税をとおして函館市と新たな関係を築きませんか？

企業等のメリット

社会貢献

CSR活動のPR効果
[SDGs等]



パートナーシップの構築

地元企業や市の関係部局との
新たな関係構築

税額控除

寄附金額の9割が法人住民税
などから控除

企業版ふるさと納税活用事業(地方創生プロジェクト)

市民一人ひとりの幸せを大切にする事業

・健幸で元気に生活できる環境づくり ・安心して子どもを産み育てやすい環境づくり など

地域の経済を支え、強化する事業

・誰もが生き生きと働くことができる環境整備 ・観光客等の増加をめざす取り組み など

快適で魅力あるまちづくりを進める事業

・デザイン性の高い町並みの整備 ・文化・スポーツの振興 など

※地方創生に資する事業(「第2期函館市活性化総合戦略」に沿う各種事業)に寄附することができます。

☎0138-21-3694

〒040-8666 北海道函館市東雲町4-13

函館市企画部計画推進室計画調整課 keikakuchosei@city.hakodate.hokkaido.jp

企業版ふるさと納税 <<概要>>

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト（地域再生計画の取組事業）に対して、地域外の企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

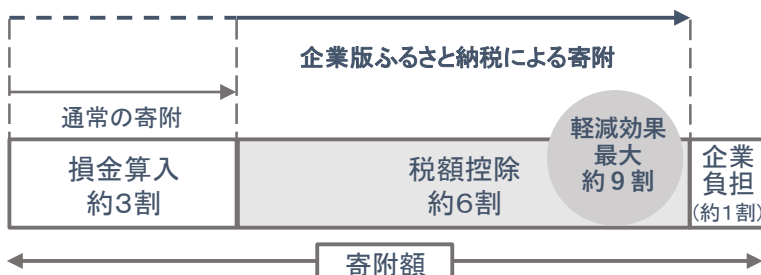
制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・ 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 企業の寄附したいタイミングでの寄附が可能（事業費確定前でも可）

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は制度対象外

（この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。）

※ 普通交付税不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は制度対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

函館市の適用期間

令和3年（2021年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

対象事業

「第2期函館市活性化総合戦略」に掲げる基本目標や基本的方向に適合する事業が寄附の対象となります。なお、本市の総合戦略は、様々な分野にわたる計画のため、大部分の事業が寄附対象となります。

ただし、国の補助金や交付金を活用している事業には、寄附金を充てることができません。
(地方創生推進交付金など、一部併用可能なものもあります。)

寄附の流れ

